

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（未定稿）

（財務省作成）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス												
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）												
納税者本人に関する控除	人的控除 38万円	人的控除 3,000ドル [36.6万円]	人的控除 4,535ポンド [78.9万円]	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ [78.1万円] ・ 合算分割課税 14,472ユーロ [156.2万円]	なし 税率適用課税所得 4,121ユーロ [44.5万円]												
配偶者に関する控除	・ 配偶者控除 38万円 ・ 配偶者特別控除 (最高38万円) ※平成16年1月廃止 (予定)	・ 人的控除 3,000ドル [36.6万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3,000ドルの2倍の人的控除が認められる（3,000ドルが配偶者控除相当額となる）。	・ なし (注)2000年4月に、夫婦者税額控除が廃止された	・ なし	・ なし (注) 家族除数 <table border="0"> <tr><td>・ 独身者</td><td>1</td></tr> <tr><td>・ 夫婦者</td><td>2</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子1人</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子2人</td><td>3</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子3人</td><td>4</td></tr> <tr><td>・ 夫婦子4人</td><td>5</td></tr> </table> 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。	・ 独身者	1	・ 夫婦者	2	・ 夫婦子1人	2.5	・ 夫婦子2人	3	・ 夫婦子3人	4	・ 夫婦子4人	5
・ 独身者	1																
・ 夫婦者	2																
・ 夫婦子1人	2.5																
・ 夫婦子2人	3																
・ 夫婦子3人	4																
・ 夫婦子4人	5																
親族等を扶養している場合の控除等	・ 扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円	・ 人的控除（被扶養者1人につき3,000ドル [36.6万円] の所得控除 ・ 子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき600ドル [7.3万円] の税額控除）	・ 児童税額控除（16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合520ポンド [9.0万円] の税額控除）	・ 子女控除（扶養子女1人につき5,808ユーロ [62.7万円] の所得控除） (注) 子女控除と児童手当の有利な方を適用													

(注) 1. 平成14年1月現在の各国の税法による。

2. () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。

1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円

諸外国における児童手当と扶養控除

○ 多くの国において、子育て家庭に対する経済的支援は税制の所得控除から税額控除へ、さらに社会保障の児童手当に置き換えられる傾向が強い。

○ OECD加盟国(1999年現在)の制度

	税制措置		
	扶養児童の税制措置なし	税額控除	所得控除
児童手当	イギリス、オーストラリア、オランダ、スウェーデン、デンマーク、フランス、フィンランドなど(16カ国)	イタリア、オーストリア、ノルウェー、ベルギー(4カ国) (*)下線は、児童手当と税制措置が併存する場合に、児童手当のウェイトが大きい国。	日本、スイス(2カ国) (*)下線は、児童手当と税制措置が併存する場合に、児童手当のウェイトが大きい国。
児童手当なし		アメリカ、カナダ、ドイツなど(5カ国)	アメリカ、ドイツなど(4カ国)

(注1)「少子社会の子育て支援」(国立社会保障・人口問題研究所編)から。

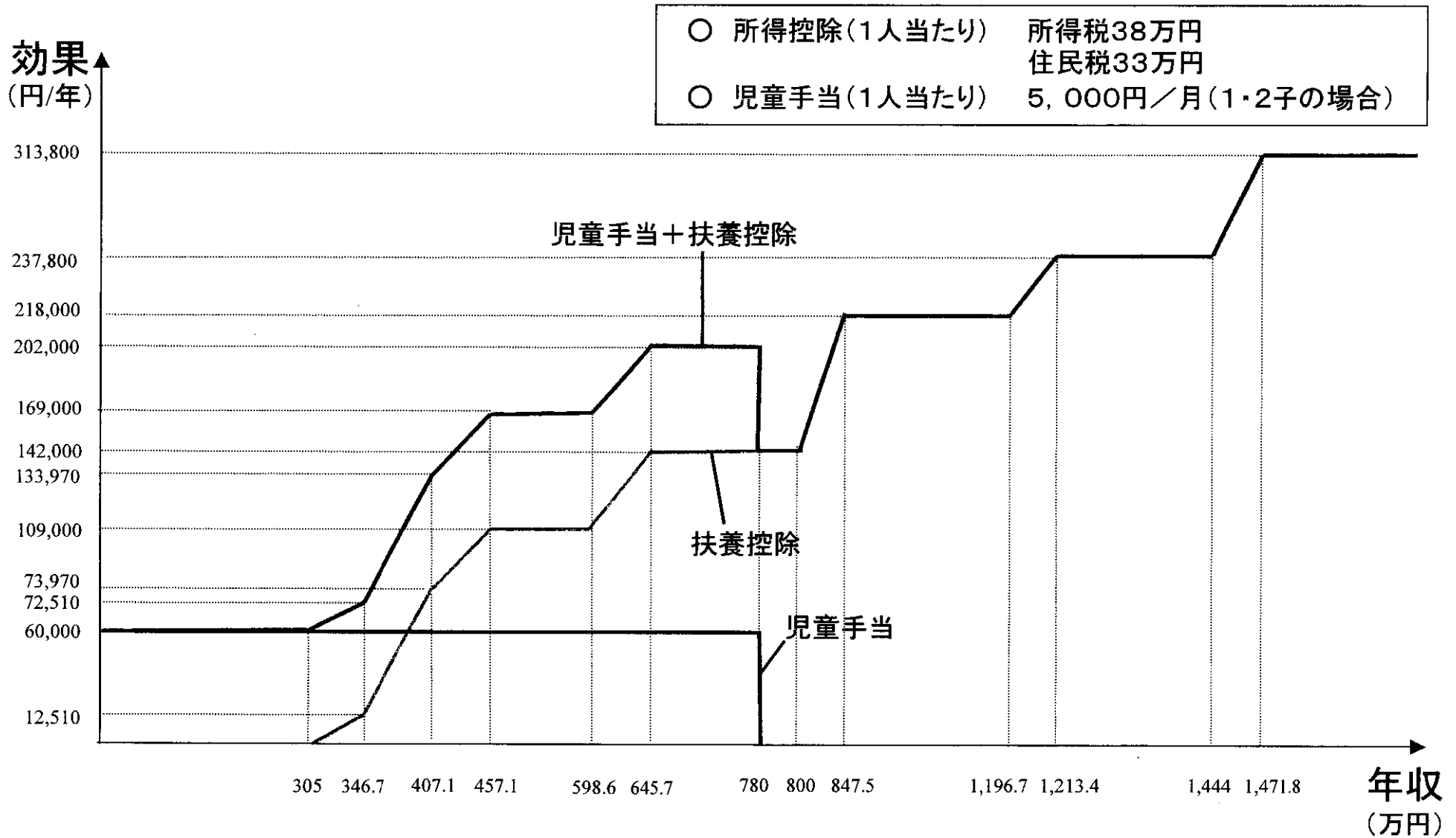
(注2)イギリスでは、夫婦税額控除を廃止し、児童税額控除を2001年度から導入。

(注3)アメリカは、税額控除と所得控除が併存する。

(注4)ドイツの児童手当は、税額控除に分類。また、税額控除と所得控除が併存し、どちらか有利な方を適用。概ね税額控除が適用される。

(注5)フランスの個人所得課税は、N分N乗方式により家族数が多いほど低い累進税率が適用される。

所得控除と児童手当の合算効果



(注) 夫婦子2人の給与所得者(世帯主のみ勤労、子どもは1人は義務教育就学前、1人は小学生)の場合

児童手当と扶養控除の関係に係る考え方 (主なもの・抜粋)

【統合積極論】

○ 児童手当懇談会報告(昭和43年12月)

現行の扶養控除制度は、…高額所得者ほど税の軽減が著しいという効果があり、…その改善措置が必要であろう。この措置が困難であるとすれば、年々増額されてきた扶養控除の額をさしあたり現行の控除額に据え置くことが考えられる。このことによる税の増収も相当な額に達し、児童手当の有力な財源となる。

○ 児童手当制度基本問題研究会報告 (昭和55年4月)

扶養控除制度に代えて…児童手当を直接支給するという形での調整を行う方式が…理論的に最も望ましいものといえよう。…①児童の養育費用に対する配慮の実質的な平等が確保されること、②扶養者の所得によって扶養児童を区別することがなくなり…望ましいこと、③…所得再分配が強化されること…等からしてこの方式は他の方式より優れているといえよう。

【統合慎重論】

○ 児童手当制度基本問題研究会報告 (平成元年7月)

扶養控除との関係については、…諸外国では両者を調整している例もあるが、扶養控除は扶養親族の有無、多寡に応じて担税力の調整を図るための仕組みであり、両者の調整は税体系上の問題のほか、事務的にも検討すべき課題が多いと考えられる。

○ 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題」 (平成12年7月)

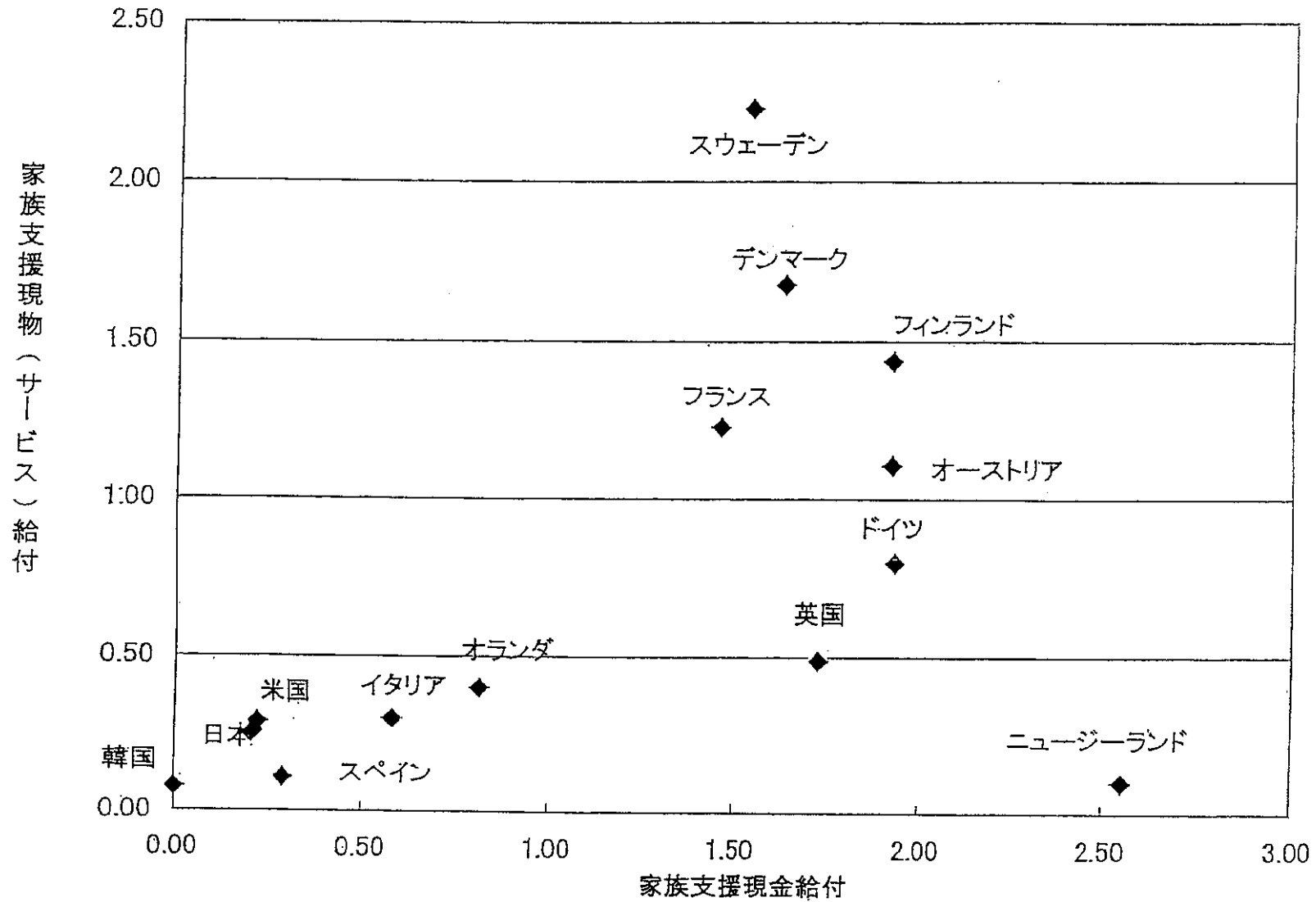
扶養控除をめぐっては、少子化対策の観点から、…児童手当に代替させてはどうかという考え方があります。…基礎的な人的控除のうち児童に係る扶養控除の部分のみを縮減する場合には、扶養親族の人数などといった世帯構成に応じた税負担能力の調整機能を損なう、また、老人扶養親族に係る扶養控除や、…基礎控除、…配偶者控除等の他の基礎的な人的控除とのバランスといった…問題点があります。

現金給付と現物給付について

	効 果	課 題
現金給付 (児童手当)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養育に係る経済的負担(感)を公平かつ直接的に軽減する。 ○個々人の多様なニーズに応えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人のニーズにかかわらず定額が支給されるため、特定の政策目的に係る費用対効果は小さい。 ○現金給付の目的とは異なる使途に使用されるおそれがある。
現物給付 (保育サービス、子育て支援サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ○真にニーズのある者に公費が投入されるため、特定の政策目的に係る費用対効果は高い。 ○必要な分だけサービスが提供され、給付費総体が過大になりにくい。 ○雇用創出効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用できるサービスが、現物給付の対象に限定される。 ○利用者、非利用者間での不公平感をまねくおそれがある。 ○サービス提供主体の高コスト構造をまねくおそれがある。

家族支援給付:現金給付と現物給付の比較 (1998年)

対GDP比率 (%)



資料:OECD 社会支出統計 2001

受給経験者による児童手当の使途・意識

1. あなたは、受給した児童手当をどのように使っていますか（またはか）？次の中からもっとも近いものを一つお選び下さい。

特に用途は決めず、月々の家計に足して使う	656	50.7%
子どものために使う	600	46.3%
子ども以外の用途に使う	6	0.5%
その他(具体的に: 子供の為の貯蓄	23	1.8%
その他の用途)	10	0.8%
無効回答	4	
集計母数	1299	

2. 1で「子どものために使う」と答えた方に伺います。用途について、該当するものすべてをチェックして下さい。(複数回答)

子どものための貯蓄	424	70.7%
学費(塾・お稽古事を含む)	133	22.2%
子どもの衣類	120	20.0%
子どもの食費	51	8.5%
その他子どもに係わる経費(具体的に:)	87	14.5%
集計母数	600	

(注) 「こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の対策に関する総合的研究」(平成13年度)

保育・子育て関連サービスの拡充による雇用創出効果

平成14年度→平成15年度(+144億円※)

○保育所の受入れ児童数の増大(約5万人)

○延長保育

10,000力所 → 11,500力所

○休日保育

450力所 → 500力所

○一時保育

3,500力所 → 4,500力所

○地域子育て支援センター

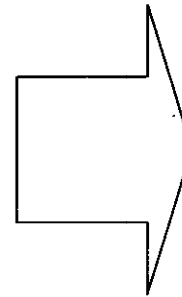
2,400力所 → 2,700力所

○放課後児童クラブ

10,800力所 → 11,600力所

○乳幼児健康支援一時預かり

350市町村 → 425市町村



雇用創出効果

約10,000人

* 「保育所の受入れ児童数の増大」のための平成14年度補正予算額86億円を含む。